

岩手大学研究データ管理・公開ポリシー解説（案）

（前文）

岩手大学（以下「本学」という。）は、真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、幅広く深い教養と高い専門性を備えた人材を育成することを目指すとともに、社会に開かれた大学として、教育研究の成果をもとに地域社会の文化の向上と国際社会の発展に貢献することを目指している。

優れた研究を行う上で研究データを適切に管理することは不可欠であり、また、研究データは学術文化の創造や社会の発展に欠かせない知の基盤の一つである。

そこで、本学は研究データを適切に管理し、その公開等を通じた利活用を促進するため、岩手大学における研究データ管理・公開ポリシー（以下「本ポリシー」という。）を以下のように定める。

なお、本ポリシーは、本学における研究データの管理、公開及び利活用に関する方針を示すものであり、関係諸法令や学内規定、その他研究に係る契約等に制約を与えるものではない。

関係諸法令や学内規定、その他研究に係る契約等に制約を与えるものではない。

研究データの管理及び公開にあたっては、本ポリシーに従うことになるが、関係諸法令や他の学内規定及び、その他研究に係る契約等は、本ポリシーに優先して尊重しなければならない。

（研究データの定義）

1. 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集または生成された情報を指し、デジタルか非デジタルかを問わない。

「研究データ」

- ・「研究データ」とは、本学の研究活動の過程で研究者によって収集又は生成されたデータを指し、デジタルか否かを問わない。また、収集または生成した一次データだけでなく、それらを分析・処理して作成された「加工データ」や「解析データ」も含まれる。
- ・研究活動で取り扱うデータとしては、「測定データ」、「写真」、「音声、映像などの視聴覚情報」、「実験ノートおよびフィールドノート」、「質問票」等がある。
- ・研究者が以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、本学在籍時にこれらを保持・利用している場合は、本ポリシーの対象に含まれる。
- ・「収集した情報」の中には、著作権に代表される知的財産権を有するもの（論文、作品など）が含まれる場合があるが、それらは各法により保護されており、それらが持つ権利は当然に本ポリシーに優先する。

本学における研究活動

- ・「本学における研究活動」には、本学の研究者が実施する研究活動のほか本学のリソー

ス（施設・設備等）を用いて他機関（大学、民間企業、その他機関）に所属する研究者が実施する研究活動も含む。

- ・ 本学のリソース（施設、設備等）を用いて他機関（大学、民間企業、その他機関）に所属する研究者が実施する研究活動に対しても、原則、本ポリシーを適用することとするが、別途契約等に定めがある場合は、その定めに従う。

研究者

- ・ 本ポリシーにおける「研究者」とは、本学において研究活動を行う者（本学の役員、教職員（教員その他の職員で本学との労働契約に基づき、本学において業務に従事する者））をいう。
- ・ 学部学生、大学院学生、研究生、日本学術振興会特別研究員並びにどの研究機関にも所属していないが専ら本学のリソース（施設・設備等）を利用して研究に従事している者は、指導教員あるいは受入教員が研究データの管理について、適切に指導し、責任を持つこととする。

（研究データの管理主体）

2. 原則として、研究データを収集または生成した研究者がその研究データの管理を行う責務を有している。

研究者は研究データの価値を守るためそれぞれの研究分野の特質や倫理的要件を踏まえ、適切に研究データの管理を実施する。

研究データを収集または生成した研究者

- ・ 研究データの管理や公開については、当該研究データを用いて研究を実施している研究者の判断を尊重する。
- ・ 複数の研究者が共同して研究を実施する場合には、関係者と協議のうえ研究データの管理に関する権利と責務の所在を明確にしておくことが望ましい。
- ・ 研究データの管理に関する権利と責務を有する研究者が他機関へ転出する場合は、転出前後において、研究データの価値が損なわれることが無いよう、所属組織や転出先機関と協議のうえ、適切に研究データの維持に努めなければならない。

研究データの管理

- ・ 「研究データの管理」とは、研究データの収集・生成、整理・加工、解析・分析、保存、公開・破棄等、研究活動の開始から終了後までを含む研究データに関わる一連の活動全般を指す。研究プロジェクトが行われている間の日々のデータの取扱方法のみならず、どのようにデータを取り扱っていくかの計画（Data Management Plan）の策定、研究プロジェクトが終わった後、そのデータをどうするのかといった長期的なデータの取り扱いも含むものとする。

それぞれの研究分野の特質や倫理的要件

- ・ 「研究データの管理・公開」に対する考え方は、研究分野によって異なり、本学に所属す

る研究者の研究分野の多様性を鑑み、研究データの管理・公開に関し、一律に扱うことはせず、それぞれの研究分野における研究倫理指針（所属学会等により指針等も含む）を踏まえ、研究データ管理を実施する。

（研究データの公開）

3. 研究者は、関係諸法令及び学内規定並びにそれぞれの研究分野の特質や倫理的要件を踏まえ、適切な範囲で研究データの公開に努める。

関係諸法令及び学内規程並びにそれぞれの研究分野の特質や倫理的要件

- ・研究者は、研究データの公開方法、公開範囲、公開条件、ライセンス等は、研究者自身で決定することが出来る。ただし、契約等において、別段の定めがある場合は、その条件に従う必要がある。

また、研究データ管理を実施するにあたり、関係する法令や本学が定める学内規定（※）や各研究分野において求められる倫理的要件を遵守しなければならない。

（※）本ポリシーに関連する主な学内規定は以下のとおりである。

岩手大学における研究活動に係る不正行為防止規則
研究資料等の保存等に関する取扱いについて
岩手大学安全保障輸出管理規則
国立大学法人岩手大学における研究インテグリティの確保に関する規則
岩手大学知的財産ポリシー
国立大学法人岩手大学職務発明規則
国立大学法人岩手大学情報システム運用基本規則

適切な範囲

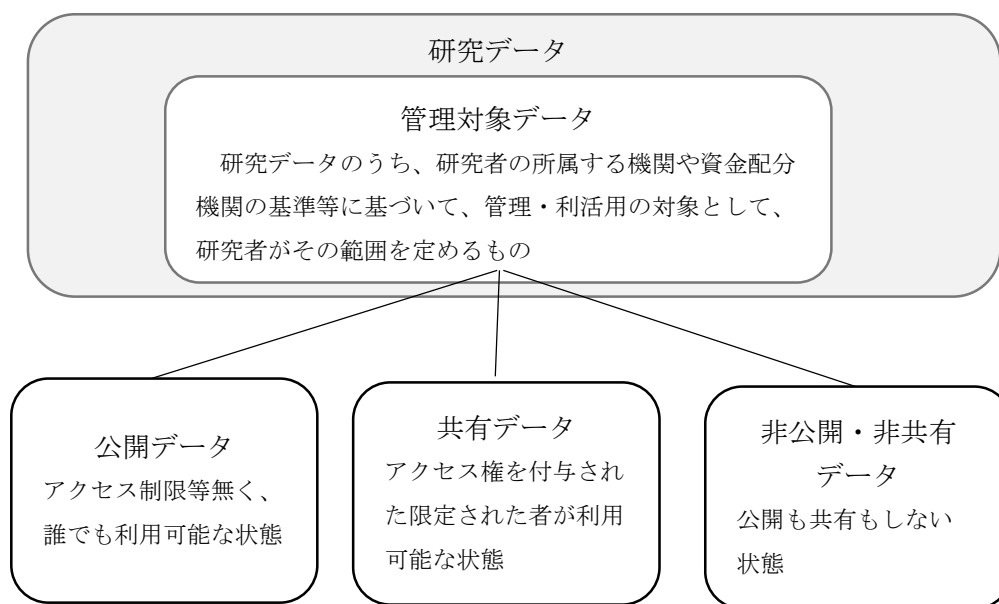
- ・研究データの公開に関する判断を行う際、研究者はオープン・アンド・クローズ戦略に基づき判断を下すことが求められる。例えば、知的財産として保護が必要な研究データやプライバシー保護が必要な研究データを公開することは、オープン・アンド・クローズ戦略として適切ではない。

公開

- ・本ポリシーにおける「公開」とは、アクセス制限なくだれでも利用を可能とする「一般公開」とアクセス権を付与された限定された者が利用できる「共有」を指す。
- ・また、研究データの公開にあたっては、**FAIR** 原則に則ることが望ましい。

<参考>

研究データの管理・公開・非公開の分類



「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」

(令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議)

「ムーンショット型研究開発制度におけるメタデータ説明書 (第 3.0 版)」を基に作成

(令和 5 年 3 月 31 日内閣府科学技術・イノベーション推進事務局)

FAIR 原則

データを「Findable (見つけられる)」、「Accessible (アクセスできる)」、「Interoperable (相互運用できる)」、「Reusable (再利用できる)」にするための一連の原則のことを指す。

「THE FAIR DATA PRINCIPLES」和訳(DOI:10.18908/a.2019112601)より引用

(大学の役割)

4. 本学は、研究データの管理及び公開の支援に努める。

研究データの管理及び公開を支援する環境

本学による具体的な支援として、以下のものが考えられる。

- ・「岩手大学リポジトリ」を通じた研究データ公開基盤の提供
- ・「GakuNin RDM」等の適切な研究データの管理に資する研究データ管理基盤の提供
- ・研究データの管理及び公開に際し、留意すべき法令や学内規定に関する情報提供
- ・研究データに関連する知的財産の保護に関するアドバイス、共同研究契約における研究データの扱いに関するアドバイス、共同研究契約締結に関する支援

(ポリシーの見直し)

5. 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

社会や学術状況の変化

・本学においては、『学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針』（統合イノベーション戦略推進会議令和6年2月16日決定）の実施にあたっての具体的方策」（以下「関係府省申し合わせ」とする。）の趣旨に則り、関係府省申し合わせで定める学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度によって生み出された査読付き学術論文を、当面の間本ポリシーの適用範囲と定める。

ただし、研究者個人の判断により、本ポリシーの適用範囲を拡げることにより制約を課すものではない。

見直し

・データの管理・公開のあり方は、社会・経済システムや学術状況の変化により大きな影響を受けるものであり、また近時、関係法令の改正等も頻繁に行われていることから、本ポリシーについては、適宜見直しを図ることが必要であることを明示した。